(表)

年	月	日交付	寸第	号(	年	月	日限り有効)	
職		名	氏		名		生 年 月	日

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第17条第2項の規定による

立 入 検 査 証

(所管行政庁名) 印

(裏)

## 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律抜粋

- 第17条 所管行政庁は、第14条又は前条の規定の施行に必要な限度において、建築主等に対し、特定建築物の建築物エネルギー消費性能基準への適合に関する事項に関し報告させ、又はその職員に、特定建築物若しくはその工事現場に立ち入り、特定建築物、建築設備、建築材料、書類その他の物件を検査させることができる。ただし、住居に立ち入る場合においては、あらかじめ、その居住者の承諾を得なければならない。
- 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に 提示しなければならない。
- 3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈しては ならない。
- 第75条 次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金に処する。
  - 一 第17条第1項、第21条第1項、第30条第4項、第33条第4項若しくは第43条第1項の規 定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの規定による検査を拒み、 妨げ、若しくは忌避した者